

真庭市農業委員会だより「豊かな大地」第10号

真庭市内でがんばっている人 紹介します



ハウスで作業中の佐藤さん

真庭市上水田で施設園芸を営む裕司さんが、家業を手伝い始めたのは東京農業大学を卒業してまもなくでした。春には、ペチュニア・マリーゴールド・サルビア・ペンタス・ポーチュカなど、秋にはパンジー・ビオラ・サクラソウ・

佐藤裕司さん(上水田)

〜一年中花がある、笑顔のある生活をしてみたい〜



葉牡丹など、季節に合った数多くの花苗を栽培し、最近では季節の寄せ植え教室も開催されています。

以前は、花苗栽培を中心とした経営でしたが、裕司さんの帰郷をきっかけに野菜苗の栽培を増やしてきました。

現在は家族とパートの方々と力をあわせて頑張っています。さらに繁忙期の人手不足を補うためにインターネットのサイトを活用し、アルバイトを募集しています。

販売は市場出荷を中心にしてきましたが、市場出荷だけでは経営が安定しないと考え、地域内の直売所出荷に加え、JAやホームセンター等との契約栽培を強化しています。そして来るべき経営移譲を見据え、『品質を重視した栽培にも力を入れること、年間を通して生産出荷することで安定した経営をしていきたい』と、今後の目標を語ってくれました。

もくじ

真庭市内で頑張っている人の紹介.....	P 1
Iターンからの挑戦!!.....	P 2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介.....	P 3
委員活動報告.....	//
農地パトロール兼非農地調査・女性農業委員活動...	P 4

農地の売買・貸借・転用について.....	P 5
平成30年度 真庭市農業委員会総会開催日等一覧表...	//
農地中間管理事業のしくみ.....	P 6
農業者年金について.....	P 7
農地の賃借料情報・編集後記.....	P 8

！ターフからの挑戦

近年、野生鳥獣による農作物被害や森林被害が増加し大きな問題となっています。真庭市においても、防護柵資材費用、新規狩猟免許取得試験の受験費用に対する支援、有害鳥獣捕獲に対する補助金交付などの対策を行っていますが、人口減少社会を迎え地域の人材、狩猟者の担い手不足が懸念されております。

そんな中、東京から中和に移住され狩猟免許を取得し、鳥獣害対策に立ち向かっている高橋さん夫妻をご紹介します。

都会で生活する中で、食に対しての疑問



高橋祐次さん・玲奈さんご夫妻

問（自分の食べている物が本当に安全なものだろうか？）があり、田舎暮らしへの憧れもあったことから自給自足の生活をしてみたいと考えていた高橋さんご夫妻は、平成27年たまたま岡山県の移住相談会に参加されました。そこで案内してもらった蒜山地域の中で、自分たちのやりたい事のある条件にあてはまったのが「中和」でした。

平成28年1月、東京から中和へ移住し、4月から地元の農家さんの元で農業研修を開始されました。実際に農業に携わっていくうちに、野生鳥獣による農業被害に直面し、自分たちで何とかしなければと思い始め、もともと狩猟に興味をもっていたこともあり、第一種銃猟免許と罟猟免許を取得し、地元のベテラン猟師に師事することとなりました。平成29年から市の有害鳥獣駆除活動に参加し、捕獲により自然界のバランスが保てるように努力されています。

有害鳥獣駆除活動に参加することで、他地域の人々と交流でき被害状況の収集にも役立つというそうです。また現在、保健所の許可を取得し、ジビエ（狩

猟で得た天然の野生鳥獣の食肉）を販売されています。「今後は、さらにジビエ販売を普及拡大して地元へ貢献したいので、もっと中和に馴染んでいきたいと思っています。気軽に声をかけていただけると嬉しいです。」と高橋さんご夫妻。

有害鳥獣対策に関する補助金説明

防護柵設置補助金

農地等に防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン等）を設置する際に、購入資材費の2分の1以内の補助を行う。また、地域ぐるみで広域的に防護柵を設置する場合は、補助率の優遇もあります。

狩猟免許取得費用補助金

新規に狩猟免許を取得する人を対象に、初心者講習会の費用および、狩猟免許試験費用の2分の1以内の補助を行う。

有害鳥獣捕獲に対する補助金

市内の有害鳥獣駆除班員を対象に、有害鳥獣の捕獲に対し補助金を交付する。単市補助金に加え、国・県の上乗せ補助もあります。

※詳しくは農業振興課まで!!

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

(任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日)

地区	担当委員		担当地区
北房	松本 正幸	農	上中津井・下中津井
	高野 勉	推	上中津井・下中津井
	平 義男	推	阿口・上皆部・下皆部
	新田 孝	農	宮地・五名
	小林 和夫	推	山田
	沼本 通明	推	上水田
落合	小田 明美	農	上水田
	古林 久和	農	落合垂水・向津矢・西河内
	錦 保	推	上市瀬・下市瀬・開田・福田
	下山 史朗	推	中・日名・影・高屋・杉山
	松下 功	推	野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山
	山縣 将伸	農	鹿田
	松下 清治	推	下方・木山・日野上
	太安 隆文	推	別所・佐引・関
	武村 一夫	農	一色・栗原
	渡辺 次男	推	上河内
	妹尾 宗夫	農	下河内、中河内
	中島 寛司	農	田原・西原・赤野・法界寺・下見
	松尾 俊彦	推	大庭・平松・野川・古見
	久世	福原 泰治	農
田中 秀樹		推	久世(下原・泉・土居を除く)
矢谷 光生		農	久世(土居)・中島・五反・台金屋
池田 薫		推	三阪・鍋屋・多田・久世(下原・泉)

地区	担当委員		担当地区
久世	中山 克己	農	樫東・樫西・余野上・余野下
	三村 訓弘	推	目木・三崎・中原
勝山	小山 正男	農	組・横部・神庭・正吉・岡・柴原・山久世・真賀・見尾・菅谷・竹原・星山
	山本 明彦	推	勝山・本郷・三田・江川・福谷・荒田・後谷畝・神代
	中芝 通雄	推	月田
	綱島 孝晴	農	若代・下岩・月田本・岩井谷・岩井畝・上
美甘	池田 琢璽	推	清谷・曲り・古呂々尾中・野・高田山上・若代畝・後谷
	澤本 基兄	推	鉄山・黒田
湯原	神谷 泰行	農	美甘・田口・延風
	池田 実	農	田羽根・湯原温泉・下湯原・社・久見・小童谷・三世七原
	各務 和裕	推	豊栄・禾津・本庄・見明戸・仲間・釘貫小川・都喜足
中和	白石 寛志	推	種・粟谷・藤森・黒杭
	黒田 勝美	推	蒜山別所・蒜山吉田
八束	曲 美樹	農	蒜山下和・蒜山真加子・蒜山初和
	樋口 昌子	農	蒜山中福田
	有富 正博	推	蒜山富掛田・蒜山富山根
	槇橋 一夫	推	蒜山下福田
	長鉾 忠明	農	蒜山上長田
川上	入澤 靖昭	推	蒜山下長田・蒜山下見
	小林 太郎	推	蒜山東茅部
	石原 誉男	農	蒜山西茅部・蒜山本茅部
	筒井 一行	推	蒜山上徳山・蒜山下徳山
	石田 勉	推	蒜山上福田・蒜山湯船

◆農地に関するご相談は、担当地区の委員さんをお願いします。

*農・・・農業委員
*推・・・農地利用最適化推進委員

平成30年

平成29年

3月9日	2月9日	1月10日	12月8日	12月1日	11月30日	11月29日	11月21・22日	11月17日	11月10日	10月13日	10月11日	9月13日	9月12日	8月25日	8月10日	7月20日	7月7日	6月13日	5月29・30日	5月10日	4月11日	
3月総会	2月総会・編集委員会	1月総会・編集委員会	12月総会・編集委員会	(東京)	平成29年度全国農業委員会会長代表者集会	(東京)	平成29年度農業者年金加入推進セミナー	平成29年度中国・四国ブロック女性の農業委員会研修会(山口県)	11月総会・編集委員会	10月総会・編集委員会	平成29年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会(吉備中央町)	9月総会・運営委員会	農地利用状況調査(市内全域)	9月総会・運営委員会	市町村新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会(コンバックス岡山)	8月総会	7月臨時総会	7月総会	(以下産業P会議)	6月総会・産業活性化プロジェクト会議	5月総会・運営委員会	4月総会

委員活動報告

平成29年度 農業委員活動

農地パトロール兼非農地調査

真庭市農業委員会の活動として、農業委員、農地利用最適化推進委員により随時農地パトロールを実施しています。

優良農地にもかかわらず耕作が行われていない農地や違反転用の有無等について現地確認をしています。農地パトロールで見つけた耕作・管理が行われていない農地については、所有者に対して適切な農地の利用を働きかけます。また違反転用にならないように農地の転用をお考えの方は、必ず農業委員会までご相談ください。また非農地調査は、荒廃状況に依じて、草刈など手を加えることで耕作再開が可能な農地か、森林や原野となり再生が困難な農地かに分類しています。今後も継続的に調査を行い、再生が不可能と判断した農地については、所有者に対し「非農地通知書」により通知します。

〈非農地通知書を受け取った農地所有者のかたへ〉

非農地通知書は、農業委員会が農地ではないことを証明した書類です。原則、田や畑を宅地など農地以外に転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。しかし、非農地通知書は許可に代わるものであり、法務局で提示して地目変更することが出来ます。今後、農業委員会から「非農地通知書」が届いたら、速やかに地目変更の手続きをお願いします。

手続きを
忘れないように
おねがいします！



〈女性農業委員活動〉

◆第6回となる「女性農業者意見交換会」が湯原ふれあいセンターで開催されました。「風の家」レジ係り友金さんと、駅長の池田さんに参加いただき、道の駅内で見聞きしたこと、感じたことなどを話していただきました。参加者も、生産者のひとりとして意見が出され良い会になりました。(H29.3.13)



意見交換会の様子

◆おかやま女性農業委員会主催の、平成29年度ブロック別研修会が真庭市蒜山で行われました。農業委員の樋口昌子さんも働かれています。エノキ茸生産施設や道の駅「風の家」を視察しました。蒜山振興局で元農業委員の大石清子さんとの懇談会が行われ、長年農業委員として活動されてきた大石さんに、たくさんのお話を聞かせていただきました。今後も、女性農業委員の増加、活動強化などについて意見交換がなされ女性農業委員さんのパワーを感じる研修会でした。(H29.11.17)



エノキ茸生産施設の視察

農地法の申請から許可までの流れ

締切：原則毎月20日ですが
月によって異なる場合があります

申請書の提出

(転用申請) (耕作目的の貸借・売買申請)

翌月10日が原則

農業委員会総会で審議

月末

県農業会議への諮問

耕作目的の
貸借・売買許可
(3条) 利用権の設定

30aを超えない
転用許可
(4条・5条)

30aを超える
転用許可
(4条・5条)

※転用申請・利用権設定の用紙はインターネットでも手に入ります。
http://www.city.maniwa.lg.jp/ (真庭市公式ホームページ)
真庭市HP→サイト内の検索→「農地の権利移動(売買等)について」(3条)
「農地の転用について」(4・5条)「利用権設定について」(利用権)

農地を売買・貸借する場合、または宅地や駐車場などに転用する場合は、農業委員会の許可を受けることが農地法で定められています。必要な許可を受けていない場合は、処罰の対象になることがあります。

農地区分や目的により、転用できない事がありますので、契約や工事をする前に、農業委員会事務局または農業委員へご相談ください。

農地(田畑)の売買・貸借・転用には許可が必要です

農地の貸借は「利用権設定」で

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われる農地の貸借契約です。

○農地法の許可が不要になります。

○期間終了により農地が返ってきます。離作料は不要です。

※8頁へ農地の賃借料情報を掲載しています。

平成30年度 真庭市農業委員会総会開催日等一覧表

申請の締切日	総会日	3・4・5条許可日	県農業会議常設審議委員会開催日
3月20日(火)	4月10日(火)	4月10日(火)	4月27日(金)
4月20日(金)	5月10日(木)	5月10日(木)	5月28日(月)
5月21日(月)	6月12日(火)	6月12日(火)	6月28日(木)
6月20日(水)	7月10日(火)	7月10日(火)	7月30日(月)
7月20日(金)	8月10日(金)	8月10日(金)	8月28日(火)
8月20日(月)	9月11日(火)	9月11日(火)	9月28日(金)
9月20日(木)	10月10日(水)	10月10日(水)	10月29日(月)
10月22日(月)	11月13日(火)	11月13日(火)	11月28日(水)
11月16日(金)	12月7日(金)	12月7日(金)	12月14日(金)
12月17日(月)	1月11日(金)	1月11日(金)	1月28日(月)
1月21日(月)	2月13日(水)	2月13日(水)	2月28日(木)
2月20日(水)	3月12日(火)	3月12日(火)	3月28日(木)

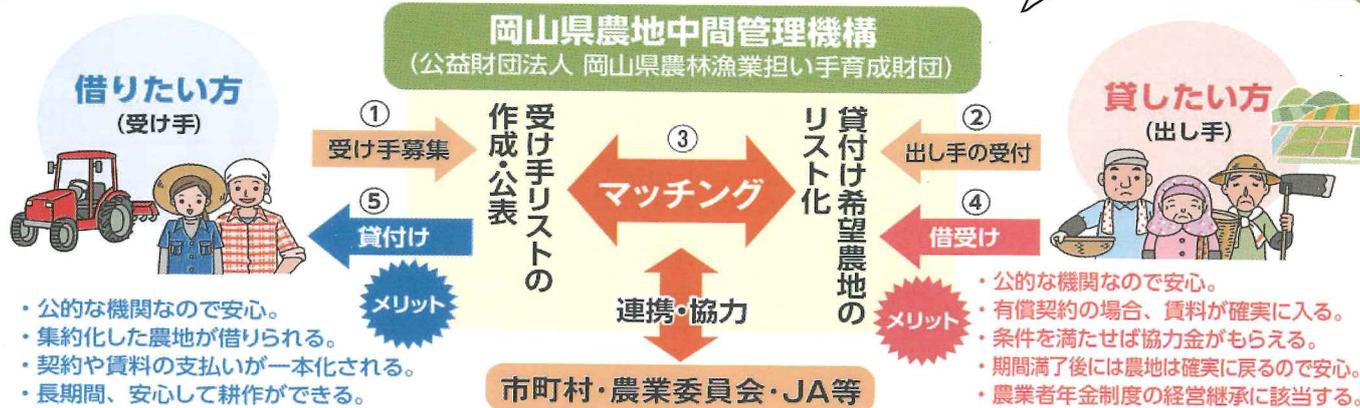
* 総会の開催時刻は原則午前10時からですが、都合により午後からの開催もあります。

* 総会日の変更になれば、許可日も変更になります。

* 4・5条申請の許可日は原則総会日となりますが、30aを超えるなど県の諮問が必要な案件については、県農業会議常設審議委員会の審議結果通知後許可となります。

農地中間管理事業のしくみ

農地のご相談は



※農地の貸付申込みをして機構が借り入れるまでの間は、貸付希望者が自ら当該農地を管理していただきます。
 ※農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、利用することが著しく困難な農地は借り入れできません。

農地を貸したい方

機構に農地を貸したい方は、市町村役場で随時受付けておりますので、お近くの役場農政担当課にお問い合わせください。(事業対象農地は農業振興地域内に限ります。)
 機構を通じて担い手農家に農地を貸し付けた方には、機構集積協力金の交付が受けられるメリットもあります。
 ※現在、貸付け希望が不足していますので、希望者がおられましたら、是非ご連絡・ご紹介ください。

農地を借りたい方

農地を借りたい方は、機構が通年で農地借受希望者を募集しておりますので、ご応募ください。
 ①機構から農地を借り受けるためには、機構の借受希望者の募集に応募し、公表される必要があります。
 ②申込先は機構の各支部(備前、備中、美作)になります。

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

所有する全農地(10㎡未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する。

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、**5年間**
- ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、**3年間**

実施時期

28年度から実施。

※詳しくは市町村にご確認ください。

【特記事項】

- 3年以上であれば、ご要望に応じ借入れ・貸付けしています。(ただし、原則は10年以上です。)
- 賃料の支払いは、金納に加え、物納(主食用米に限る)も受け付けています。
- 農地中間管理機構を利用しても手数料は必要ありません。

岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

〒703-8278 岡山市中区古京町 1-7-36

☎ 086-226-7423 FAX.086-206-7330

- 備前支部 〒700-0817 岡山市北区弓之町 10-26 第五近宣ビル 3階 ☎ 086-212-2210 FAX.086-212-2230
- 備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島 1083 (備中県民局農業振興課内) ☎ 086-435-7720 FAX.086-435-7730
- 美作支部 〒708-8506 津山市山下 53 (美作県民局農業振興課内) ☎ 0868-23-1325 FAX.0868-23-1510

詳しくは財団のホームページへ

岡山 担い手財団

検索

農業者年金について

(1) 農業者年金の加入資格

- 年間60日以上農業に従事している
- 国民年金の第1号被保険者（国民年金加入者、ただし保険料納付免除者を除く）
- 60歳未満

上記のすべてに該当していれば、誰でも加入することができます。したがって農業経営者以外でも、自分名義の土地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの方も加入することができます。

(2) 農業者年金保険料

- 保険料は月額2万円～6万7千円の範囲で自由に設定できます。また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。
- 経営・家計状況により途中で保険料を増減することも可能です。
- 農業経営が確立されずに農業所得が低い時期（若い年代）を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業の担い手に対して、保険料の国庫補助が設けられています。月額2万円のうち最高1万円の国庫補助を受けることができます。

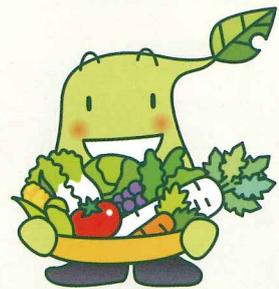
(3) 加入と脱退

現在の農業者年金は任意加入制で、年金を必要とされている方が加入する仕組みです。旧農業者年金制度のように強制加入制はとられていません。加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合は脱退による一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と運用益が、加入期間にかかわらず（たとえ1か月の加入でも）将来、年金として支給されます。

(4) 農業者年金加入と国民年金の付加年金への加入

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。

この国民年金の付加年金は、付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として、毎年200円×納付月数の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。



〈おねがい〉

- ◆農業者年金受給者の方が亡くなられた場合は、農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」の提出が必要となっております。未支給請求に際しての請求順位は1位が配偶者、2位が子となっております。受給者の方が亡くなられた日の、翌日から5年が経過すると時効消滅しますので、お早めの手続きをお願いします。
- ◆農業者移譲年金を受給されている方は、農地を移動される際に移譲年金が支給停止になる場合がありますので、十分に気をつけてください。

～農地の平均的な賃借料をお知らせします～

農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された賃借料を集計し、情報提供しますので、参考としてご活用ください。

なお、平成21年12月施行の「農地法の改正」により標準小作料は廃止されました。

- 平成29年1月から12月までの取引の集計値です。
- 無償での契約（使用貸借）と物納は件数を上げています。
- 参考ですので実際の契約を拘束するものではありません。
- 農地の貸し借りは利用権設定で行いましょう。（5ページを参照）

農地の賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結（公告）された利用権設定における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

【田（水稲）の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他	
					無償契約データ数	物納データ数
旧北房町、旧落合町、旧久世町	5,000	5,000	5,000	9	209	75
旧勝山町、旧美甘村、旧湯原町	7,534	10,000	5,000	48	39	22
旧中和村、旧八束村、旧川上村	6,489	10,000	3,000	47	43	32
合計				104	291	129

【田（飼料作物）の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他	
					無償契約データ数	物納データ数
旧中和村、旧八束村、旧川上村	14,245	20,000	5,000	151	25	2



「豊かな大地」バックナンバーがwebでも見れます！

<http://www.city.maniwa.lg.jp/>

真庭市HP→サイト内の検索→豊かな大地

編集後記

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、真庭市でも昨年7月に新しく農業委員・農地利用最適化推進委員が選任されました。農業委員会は、農地法に基づく許認可業務だけでなく、遊休農地の解消などさまざまな取り組みもしています。昨今、厳しい農業情勢の中だからこそ、県・JA・市と連携を図り、地域の特色を活かした魅力ある農業振興策を打ち出していきたいと考えています。
(編集委員長 池田 実)

全国農業新聞の購読ご案内

農地を守り、担い手を応援する農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報を分かりやすくお伝えします。
※見本誌もご用意しておりますのでお気軽にご連絡ください。

発行：毎週金曜日
購読料：月額700円
申込先：農業委員または農業委員会事務局へ